

奈良県と天理大学とのなら歴史芸術文化村に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）は、なら歴史芸術文化村を核とした活動に関する連携協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力のもと、文化を担う人材の育成や教育・研究の振興等、なら歴史芸術文化村及び天理大学の充実と発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 歴史芸術文化を支える人材の育成に関すること
- （2） 教育・研究の推進に関すること
- （3） なら歴史芸術文化村での学生による活動への支援に関すること
- （4） 歴史芸術文化を活用した地域振興に関すること
- （5） 歴史芸術文化を活用した国際交流の促進に関すること
- （6） その他甲乙双方が必要と認めること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による本協定の改廃の別段の申し出がないときは、本協定は自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月4日

（甲）

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県
知事



（乙）

奈良県天理市柚之内町1050

天理大学
学長

